

コーポレート・ガバナンス

当社は、グループ全体を的確に経営管理していくために
コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけています。

基本的な考え方

大正製薬グループは、企業使命を全うすべく、経営方針に従い、国際的な競争の中でも着実に成長・発展し続けられるように、一層強固な経営基盤の構築をめざしています。

当社は、グループの経営戦略立案機能を担い、各事業や国内外への効果的な経営資源の配分を行うことにより、セルフメディケーション事業と医薬事業のバランスの取れた持続的な成長および競争力の強化ならびに両事業の相乗効果の発揮による企業価値の増大をめざしています。

当社は、企業使命実現のためにコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題のひとつとして位置づけ、当社およびグループ各社の事業と業務の執行状況に関する監視・監督活動を適切に行い、グループ全

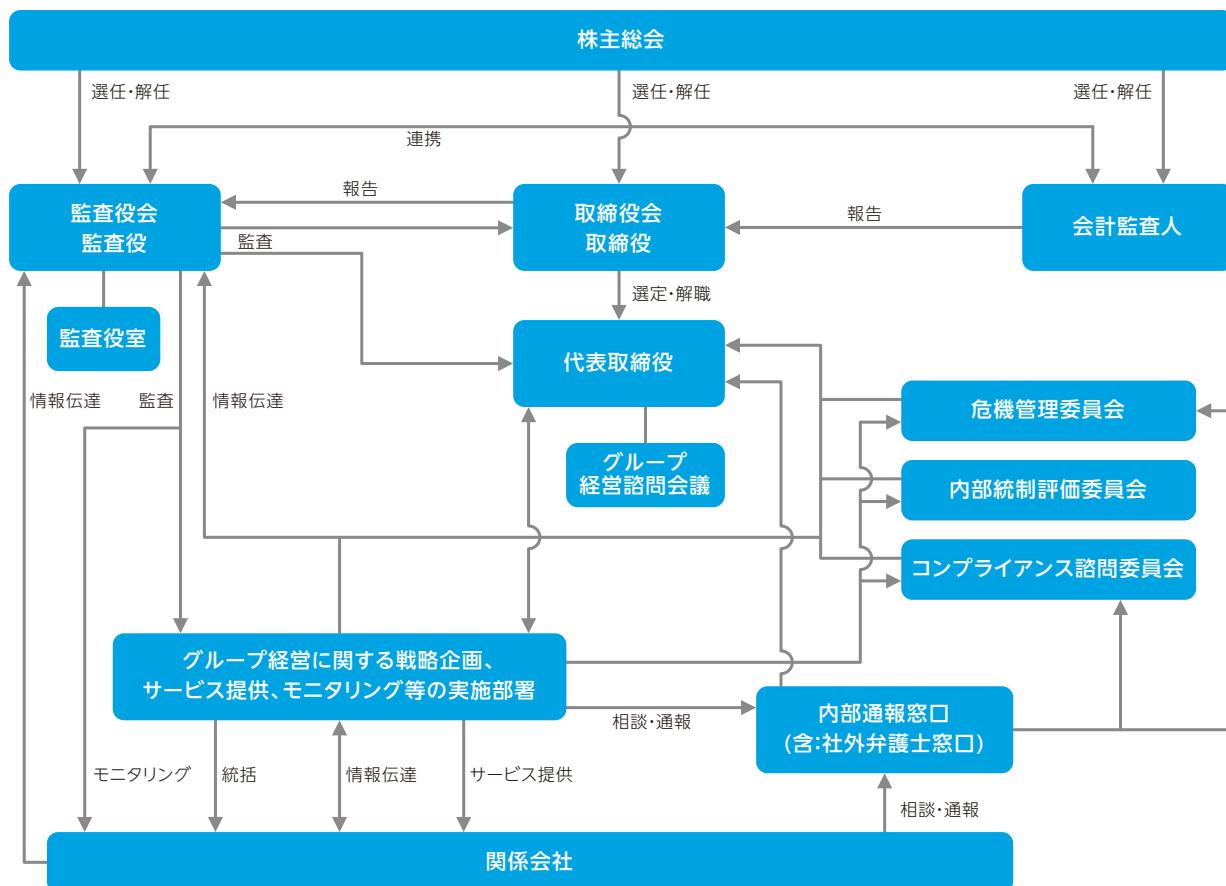
体を的確に経営管理していく仕組みを構築しています。具体的には、当社の取締役会と監査役・監査役会とが緊密な連携をとるとともに、当社とグループ各社の経営管理機関との相互の情報伝達を通じて、グループ全体を適切に経営管理していくことを基本に企業統治の体制を整備し、適正に運用することにより、グループ全体の事業目的の達成と社会的責任を果たすことを基本的な考え方としています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会および監査役・監査役会設置会社であり、2014年6月27日現在の取締役および監査役は、取締役9名(うち、社外取締役1名)および監査役4名(うち、社外監査役2名)で構成されています。

取締役会は、定例的および必要の都度開催され、当社

● コーポレート・ガバナンス体制図



の業務執行およびグループ経営に関する重要事項を決定するとともに、その状況を監督しています。また、取締役会の補助機関として代表取締役等をメンバーとする経営諮問会議を必要に応じて随時開催し、取締役会の付議事項等の重要事項を審議し、経営判断の効率化と迅速化を図っています。監査役会は原則として3ヵ月に1回以上開かれ、監査役監査の状況等について意見交換を行うほか、会計監査人から会計監査および内部統制監査の経過および結果について報告を受けています。

また、当社およびグループ会社の横断的な経営管理上の諸問題に対応するために、危機管理委員会、コンプライアンス諮問委員会、内部統制評価委員会等の各種委員会を設置し、対象とする分野における諸問題についてグループ全体のモニタリングを行い、経営管理者に的確な情報を伝達できるよう体制を整備しています。

内部統制システム

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を2011年10月3日開催の取締役会にて決議しました。

内部統制の基本となる社内の諸制度・諸規程についても整備し、適切な運用が図られるように周知徹底を図っています。また、法令および社内の諸制度・諸規程に基づき、適正かつ効率的に社内で業務が実施されていることを監査部、コンプライアンス統括室、法務部、財務部、海外業務管理部を中心にモニタリングする体制を構築しています。また、財務報告に係る内部統制の分野に関しては、業務部門において定期的に自己点検を実施しているほか、監査部が内部統制の監査を実施し、それらの検証結果を踏まえ、継続的な改善措置を実施しています。

なお、金融商品取引法の内部統制報告制度に基づき、内部統制報告書を提出するため、代表取締役の諮問機関として内部統制評価委員会を設置しています。本委員会 は、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況について、自己点検および内部監査による検証結果に基づき、評価を行い、その評価結果を代表取締役社長に提出しています。

リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、危機管理委員会を設置して、危機の内容・規模等に応じて対応措置を発動する体制を

定めているほか、経営戦略上のリスクについては、代表取締役等のトップマネジメントにより臨機に応じて迅速な処理が図られるよう運営されています。

また、リスクマネジメント統括室を設置し、リスクマネジメント諸活動全般の点検・助言・指導を行う体制を整備し、発生する可能性のあるリスクの識別を行い、社内各組織がリスクに対する事前準備と機動的な対応ができるようにリスクマネジメントの強化を図っています。

このほか、コンプライアンス統括室を統括部署としてコンプライアンス徹底のための全社的な体制を構築した上で社員教育を継続的に実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動の徹底に努めています。

内部監査および監査役監査の状況

当社の内部監査の組織は、業務執行ラインから独立した監査専任組織として、監査部が設置されています。監査部の人員は2014年6月27日現在6名であり、毎年リスクの重要性に応じて監査計画を作成し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しています。また、監査部はグループ会社に設置されている監査組織とも連絡を取り合い、グループ各社の内部監査の実施を統括・監理しています。なお、内部統制の監査については監査部と会計監査人が監査の計画、手続き、検証結果等について情報を共有し、相互の監査業務が適切かつ効率的に実施できるように連携を図っています。

監査役監査の組織は、常勤監査役2名、社外監査役2名で監査役会を構成しています。また、監査役室を設置し監査役監査の実効性を高める措置を講じています。

各監査役は、監査役会において定めた監査役監査基準に則って策定した監査方針、監査計画に従い、取締役の業務全般にわたって監査を行っています。常勤監査役は、取締役会のほか、重要会議に出席し、取締役会および取締役の意思決定ならびに業務執行の状況を日常的に監査しています。

監査役会は、業務の執行状況、会計監査・内部統制監査の経過および結果について報告を受けるとともに、監査役が実施した監査の状況や結果について代表取締役および取締役会に報告しています。

監査役、監査部および会計監査人は相互に連絡を取り合い、効率的かつ効果的な監査を実施することに役立っています。